

「犯罪被害」について ともに考えるための 手引き



岡山県

も く じ

第1 犯罪被害に遭うということ～被害当事者の声から

1	はじめに	1
①	事件直後をふりかえって	1
②	事件から数年たって	3
2	殺人・傷害致死事件遺族の声	4
3	交通死遺族・交通事件当事者の声	5
4	性被害当事者の声	6
5	DV被害者の声	7

第2 被害当事者の支えとなるために

1	被害に遭ったあなたへ	8
①	安全の確保	8
②	話すということ（相談）	8
③	つながるということ（自助グループ）	9
2	被害に遭った方たちに接するあなたへ	10
①	二次被害に気づくこと（被害者を傷つける言葉や態度）	10
②	ありのままを受け入れるということ	11
③	被害者の支えになること	12

第3 Q & A



ーよくある質問からー

- ❶ 犯罪被害者施策は警察が扱う問題ではないでしょうか。…………… 13
- ❷ 個々の犯罪被害者への支援は、行政の中立性・公平性との関係で問題になりませんか。…………… 14
- ❸ 犯罪被害者に接したことがなく、行政として何をしてよいかわかりません。…………… 15



ー犯罪被害者の置かれている現状ー

- ❹ 犯罪被害者の方たちは、どのような問題を抱えているのですか。 16
- ❺ 具体的にどのような困難があるのでしょうか。…………… 17
 - ① 心身の不調 …………… 17
 - ② 生活上の問題 …………… 20
 - ③ 周囲の人の言動による傷つき …………… 22
 - ④ 加害者からの更なる被害 …………… 22
 - ⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）…………… 23



ー犯罪被害者施策の推進状況ー

- ❻ 犯罪被害者に対する施策の推進はどのようになされていますか。… 24
- ❼ 国、県だけでなく、市町村が果たす役割はどこにありますか。… 25



一 犯罪被害者が必要としていること一

- 8 犯罪被害者の方たちに接するとき、どういうことに気をつけ
たらよいですか。…………… 26
- 9 犯罪被害者等に対応する際の基本的な支援対応の流れはどう
なっていますか。…………… 27
- 10 具体的な対応と、その際の留意点を教えてください。…………… 28
- 11 性犯罪の被害者対応において特に留意すべき点を教えてください。… 33

第4 資料編

- 1 岡山県犯罪被害者等支援条例の概要について …………… 34
- 2 岡山県犯罪被害者等支援条例 …………… 36
- 3 「犯罪被害」について ともに考える（パンフレットから抜粋） …… 40
- 4 犯罪被害者等のための相談窓口 …………… 44

第1 犯罪被害に遭うということ ～被害当事者の声から

はじめに

犯罪被害といっても殺人、性犯罪、交通死などその被害ごとに被害者の置かれる状況は異なり、また時間の経過とともに、あるいは被害者お一人お一人の事情により異なる点がありますが、以下のような気持ちや言葉は比較的共通して聞かれるものです。

① 事件直後をふりかえって

【被害者の声】

- ◆ 「事件直後は何が何だか分からず、頭の中が真っ白でした」
- ◆ 「食べることやのどが乾いていることすら気づきませんでした」
- ◆ 「怒りや悲しみがすぐにわいてこず、気持ちが凍ってしまったようで、自分はおかしいのではないかと思いました」
- ◆ 「警察は何も教えてくれず、刑事裁判と民事裁判の区別もつかないまま事情を聞かれました」
- ◆ 「眠れなくなり、なぜ自分や家族が被害に遭ったのか、理解できなくて自分を責めました」
- ◆ 「事件から時計が止まり、残りの時間は意味を失いました」
- ◆ 「周りの人たちを信じられなくなり、人間関係もうまくいかなくな

りました」

◆「どこに何を相談してよいのかすら分かりませんでした」

【支援者の気づき】

犯罪被害に遭うことは理不尽なことです。それまでの平穏な生活が瞬時に破壊され、絶望の谷底に突き落とされ、一度に混乱した状況に投げ込まれます。心が混乱するのは当然です。

また感覚も麻痺してしまい、涙すら出ないことさえあります。無理解な周囲から「あれだけ大変な事件なのに涙も見せていない」とささやかれ傷つくことがあります。しばらくして悲しみや怒りの感情を抑えきれなくなることがあります。これも当然の感情であり、抑える必要はないのです。しかし、周囲は「いつまで泣いていても始まらない」と安易に慰めたり、「泣いていては故人が悲しむだけだ」とつい声をかけてしまい、かえって被害者を苦しめます。

また、被害者が無理をして笑顔を装い、生活のため仕事に復帰したりすると、「あんな被害に遭ったのにもう元気そうね」「被害者のくせに笑っている」といった心ない見方をされることすらあります。**被害者は心から泣くことも笑うこともできないまま、周囲に対して心を閉ざしていきがちです。**

事件直後は情報も混乱します。何を信じてよいかわからなくなり、周囲への不信感や人を信頼できなくなります。家族同士でも関係がぎくしゃくしてくることがよくあります。

② 事件から数年たって

【被害者の声】

- ◆ 「つらさが消えることはありません。亡くなった人について話せる場がなく、話せる人も減ってきました」
- ◆ 「裁判が終わると世間では被害者のことは忘れてしまいます。悲しみは一生続き、終わることはありません」
- ◆ 「今でも近所で買い物をするのができず、隣町まで出かけます」

【支援者の気づき】

世間では、「時間がこころを癒す」「いつまでくよくよしていても始まらない」といった考えがあります。周囲は励ましのつもりでそうした声をかけますが、被害者の支えには必ずしもなりません。

そして、事件後は騒然とした報道をしたマスコミでさえ、裁判が終わると何もなかったかのように被害者は社会からは忘れ去られてしまいます。裁判が終わっても「被害」は終わることはなく、一生続くということを周囲は忘れがちです。被害者は深い喪失感を抱えたまま、地域社会で被害後の生活をしていかななくてはなりません。

悲しみや怒りを持ち続けることは非難されることではありません。時間の経過とともにそうした感情や思いを安心して語ることのできる人や場がないのです。被害者は地域で孤立した存在となっていきます。

2

殺人・傷害致死事件遺族の声

【被害者の声】

- ◆「葬儀まで取材陣が押しかけ、マスコミの過剰取材で傷つけられました」
- ◆「家族の中でもありのままの思いは語れないのです」
- ◆「被害は一生続き、回復することはないのです」

【支援者の気づき】

犯罪に巻き込まれること自体が理不尽なうえ、事件後のマスコミ報道で傷つく被害者は少なくありません。葬儀の場でも心ないカメラマンが霊柩車を止めたり、いきなりマイクを向けられたりするなど、被害者にとって周囲や社会への信頼感が失われていきます。家族の間でも、一人一人被害の受け止め方は異なり、率直な感情や思いを出せなくなることもあります。**犯罪による被害そのものが理不尽なうえに、周囲や関係機関とのやりとりの中で二重、三重に被害者は傷つくことが多いのです。**また、失われた生命が戻ることはなく、被害からの回復はありえません。残された家族すべてにとって被害は一生続くことになります。

3

交通死遺族・交通事故当事者の声

【被害者の声】

- ◆ 「被害者ひとりが素人なのです」
- ◆ 「交通事故として軽く扱われてしまいます」
- ◆ 「事件の真相がわからない。情報が乏しいのです」

【支援者の気づき】

事件のあと、加害者には弁護士がつき、また損害保険会社の担当者が交渉に入ります。しかし、被害者は情報がなく、事件の真相もつかめな
いまま刑事手続に巻き込まれていきます。被害者ひとりが「素人」とい
う状態で孤立してしまいがちです。

特に、交通事故は定型的な事件処理がされやすく、被害者の気持ちを
きちんと聴いてもらうには労苦が伴いがちです。

被害者側の法律相談は弁護士会で無料で行われていますが、民事の相
談だけを行う弁護士の場合、被害者の求める支援が十分に形にできない
こともあります。何が困っているかを明確にして早めに相談してみるこ
とがよいと思います。

交通事故被害者の全国組織に相談してみることもよいかもしれませ
ん。同じ立場の方たちの話に耳を傾けることで支えを得た方も多いです。

4 性被害当事者の声

【被害者の声】

- ◆ 「また被害に遭うのではないのでしょうか」
- ◆ 「私が悪かったのでしょうか」
- ◆ 「二度と思い出したくありません。裁判が不安です」

【支援者の気づき】

性被害の場合、事件後の事情聴取だけでなく、裁判への不安は大変大きいものがあります。また「あなたがもう少し気をつけていれば」と周囲から言われることがあり、被害者は必要以上に自分を責めてしまいがちです。そして、それ以上に**事件で遭遇した恐怖感、絶望感にさいなまれ、安心して眠ることもできない日々が続きます。精神的に深い傷を負い、容易に傷が癒えることはありません。**再被害の不安が大きいときは警察に安全確保の援助を求めることができます。また、岡山県警には、カウンセリングアドバイザー制度があり、専門の臨床心理士のカウンセリングを無料で受けることができます（警察で相談してください）。

5 DV 被害者の声

【被害者の声】

- ◆ 「逃げるのが怖いです。またつきまとわれるのではないのでしょうか」
- ◆ 「子どものために我慢した方がよいのでしょうか」
- ◆ 「私にも悪いところがあったのでしょうか」

【支援者の気づき】

暴力の続く環境から逃げ出すことは大変勇気のいることです。逃げるとき危険も大きいです。しかし、子どもたちにとって、暴力におびえながら暮らすことは決して良い影響は与えません。あなたに、暴力をふるわれる理由はありません。あなたが悪いわけではありません。勇気をもって相談機関に相談してください。女性相談員が最善の方法と一緒に考えてくれるはずです。つきまといが怖い場合は保護命令の制度があり、裁判所、警察の協力により、あなたは守られます。



第2 被害当事者の支えとなるために

被害に遭ったあなたへ

① 安全の確保

- いまは安全でしょうか。安心できるところにいますか。
- おちついて話のできる状況でしょうか。

事件直後は、特に心と体の安全をまもることが大切です。もし再度被害に巻き込まれそうだったら、遠慮せず警察や相談機関に連絡してください。被害の状況によっては、早めに医療機関に向向くことも大切です。

② 話すということ（相談）

- 少しずつでよいので、話せることから話してみませんか。
- 無理をして話さなくても、経験者の話を聴くことが役立つこともあります。

被害直後は心も体も混乱し、調子を崩しやすくなります。それは決しておかしいことではなく、当然の心や体の反応です。無理をせず、ご自分のペースを大切にしてください。怒りや悲しみがわいてきても、無理

に抑えることはありません。家族や周囲の人に話しにくいときは、気持ちをきちんと聴いてくれる相談機関をうまく利用するのも一つの方法かもしれません。少しずつ話していくうちに、混乱した状態が整理されていくこともあります。

③ つながるということ（自助グループ）

- **同じ立場の仲間と話し合うことで、ありのままの気持ちを遠慮なく出すことができます。**
- **孤立しがちな被害者にとって、つながりができることは大きな支えです。**

自助グループは、同じ被害を受けた当事者の集まりです。声にできなかった思いや苦勞を遠慮なく話し合う場です。苦しさやつらさを抱えて、孤独で心細く不安な被害当事者同士が互いに語り、精神的に支え合うことで、やすらぎ、再び立ち直ろうとする集まりです。**泣いても怒ってもいいです。誰にも遠慮はいりません。**何度でも安心してあなたの心の内を話してください。つながること、互いに語り合うことが、互いの力になっていくことがあります。

2

被害に遭った方たちに接するあなたへ

① 二次被害に気づくこと（被害者を傷つける言葉や態度）

被害者や遺族は、深い恐怖や不安を持っていたり、自ら犯罪に遭ったことを恥じたり、避けることができなかったことで自分を責めたりします。そうしたとき、たとえ善意であれ、被害者の罪悪感を助長したり、感情や考えを押さえつける言葉や態度にぶつかると、被害者の心はさらに傷つくこととなります。また、他の被害と比較したり、強くなることを勧めることは、被害者や遺族がありのままの自然な感情を持ち、表現することを責めることとなります。

これは単に言葉の問題ではなく、同情的な態度や上から手をさしのべるような哀れむ態度は、どんなに丁寧な言葉であっても一人の「ひと」としての被害者の自尊感情を傷つけることとなります。

② ありのままを受け入れるということ

被害者は「かわいそうな人」「特別な人」というイメージで見られやすく、また一方で被害については国や加害者が回復のための手当をしていると思われがちで、刑事裁判が終われば被害者のことは社会からは忘れ去られてしまいます。

しかし、これまで犯罪被害の回復は被害者個人に委ねられ放置されてきました。実際、被害の経済的回復すらされていない被害者が大半であり、裁判手続においても「かやの外」に置かれていたといえるでしょう。

被害者が、ありのままの気持ちを自然に語れるような場が地域にあってほしいと思います。周囲の人たちのちょっとした支えがあれば、被害後もごく普通の生活を回復していく力を被害者は持っているのです。多くの人が被害者を特別視することなく、理解しようとする思いがあれば、被害者にとっても安心して暮らしやすい地域社会となるでしょう。

③ 被害者の支えになること

被害当事者の言葉から



- ◇ 被害直後の混乱した時期に、近所の人がそっと水や食糧を差し入れてくれました。空腹感すら忘れていただけに、ありがたかった。
- ◇ 孤独な時間に、何を語るでもなく、さりげなく一緒に過ごしてくれたり、自分の感情や思いを押しつけるのではなく、私たちの思いや話を否定せず繰り返し聞いてくれたことがありがたかった。
- ◇ 声かけのマニュアルはないと思います。自分が同じ立場になったときはどうかと想像力をはたらかせ、同情や哀れみではなく、一人の「ひと」として尊重してくれているかどうかなと思います。被害に遭うまでは、自分の足で立っていたし、これからもそうしたいのです。ただ、そのための支えは必要なのです。
- ◇ 思いこみで励ましたり、押しついたりするのではなく、「一人で抱え込まないで」、「何が必要ですか」、「何か手伝えることはありますか」、と私たちのペースを大切にしてくれ、意思確認をしてくれたことはありがたかった。
- ◇ 一人では気が重たいとき、市役所や裁判所に付き添って一緒に行ってくれたことはありがたかった。警察や教育委員会に付き添ってくれて、言葉にできない思いをきちんと代弁してくれたことに感謝します。
- ◇ 亡くなった子どもの友だちが、ときどき来てくれます。何も語るでもないけれど、ずっと忘れないでいてくれることが、とても支えになっています。

第3 Q & A



—よくある質問から—

1 犯罪被害者施策は警察が扱う問題ではないでしょうか。

犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が置かれた状況は様々であり、必要とする支援も刑事手続に関するものだけでなく、経済支援や医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたります。

たしかに、以前は被害者施策は警察を中心に進められてきましたが、多岐にわたる支援を被害直後から中長期にわたって途切れなく行うには警察だけでは限界があり、国も地方も同様に総合的な施策推進が必要となります。

そして、地域の実情に応じた施策を策定・実施する責務が犯罪被害者等基本法で市町村にも課されています。

2 個々の犯罪被害者への支援は、 行政の中立性・公平性との関係で問題になりませんか。

犯罪被害者等基本法の制定とともに策定された犯罪被害者等基本計画で「犯罪被害者等は思いがけず犯罪被害者等となったものであり、我々の隣人であり、我々自身でもある。国民の一人ひとりが犯罪被害者等のことをよく理解し、配慮し、尊厳を尊重して支えることが健全な社会の証である。犯罪被害者等の居場所は、我々の隣に、地域社会の中にあるのであって、そこで暮らし続けられるように支えなくては、犯罪被害者等の平穏な生活は還らない。」「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている中、犯罪被害者等に対する社会の支援は、犯罪等に対する拒否の強いアピールとなって安全で安心な社会づくりの基盤となるものである。」と謳われていることを思い起こしたいと考えます。

〈メモ〉

3 犯罪被害者に接したことがなく、 行政として何をしてよいかわかりません。

犯罪被害に遭った人たちは、市町村の窓口によく訪れています。ただ、自ら「私は犯罪被害者です」と名乗る人はいません。また犯罪被害の中には、殺人・傷害のほか、交通事件も含まれています。死亡届、健康保険・年金や障害者手帳の手續に犯罪被害に遭った人たちは必ず出向いています。接する側が気づいていないだけかもしれません。日常業務の中で丁寧な窓口対応に留意するとともに、何か気づいた際には、犯罪被害者等総合相談窓口へ案内したり、パンフレットを交付して情報提供していただくことから始めていく中から、庁内の連携が進んでいくものと思います。

<メモ>



—犯罪被害者の 置かれている現状—

4 犯罪被害者の方たちは、 どのような問題を抱えているのですか。

現在の社会では、犯罪被害者等の抱える困難や課題について十分理解されているとはいえません。犯罪被害は被害者の心身を押しつぶしてしまうほどの打撃があるため被害者自ら語りづらい状況に追い込まれ、さらに何故理不尽な被害に遭わなければならなかったのか理解に苦しみ、社会や周囲への不信感が増幅されやすく、沈黙を強いられることが少なくありません。逆に周囲は、犯罪に巻き込まれるには何か理由があったはずだといった偏見や、他人事であってほしいと無関心をよそおったり、遠巻きに触らないように見えない壁をつくりやすいため、犯罪被害者等は社会的に孤立し、支援に関する情報も届きにくい現状があります。

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。さらに、事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、①心身の不調、②生活上の問題、③周囲の人の言動による傷つき、④加害者からの更なる被害、⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）など多岐にわたります。

5

具体的にどのような困難があるのでしょうか。

① 心身の不調

犯罪被害に遭うと、体も心も深いダメージを受けます。

体も心も頭も動かず、その場に立ちすくんでしまうような状況になります。一般には次のような状況をお聴きします。

【直後の状態】

- ◆信じられない、現実として受け止められない
- ◆感情や感覚が麻痺して、恐怖や痛みをあまり感じない
- ◆頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- ◆周りのことが目に入らない、注意集中できない
- ◆様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- ◆自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- ◆気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- ◆体の反応（ドキドキする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる）

【 中長期の状態 】

被害直後のショックは落ち着いても、様々な症状や反応が出てくることがあります。

<精神的な不調の例>

- ◆気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- ◆気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- ◆事件に関することが頭の中によみがえってくる
- ◆神経が興奮して落ち着かない
- ◆急に不安や憂うつになる

<身体的な不調の例>

- ◆眠れない
- ◆頭痛やめまい、頭が重い
- ◆吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- ◆身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- ◆お腹や身体その他の部分が痛い
- ◆生理がない、月経周期の異常、月経痛がある
- ◆根気が続かない

【子どもの状態】

子どもは言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- ◆突然不安になり興奮する
- ◆なんとなくいつもびくびくする
- ◆頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える
(身体の病気でなくても起きます。)
- ◆著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- ◆表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- ◆集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- ◆家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- ◆親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

〈メモ〉

② 生活上の問題

【 仕事上の困難 】

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

【 不本意な転居など住居の問題 】

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- ◆自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- ◆近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- ◆同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- ◆放火により、自宅に居住できなくなる
- ◆自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

【 経済的な困窮（問題） 】

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうなると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

【 家族関係の変化 】

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

③ 周囲の人の言動による傷つき

【 近隣や友人、知人の言動 】

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

④ 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護士から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。



—犯罪被害者施策の 推進状況—

6 犯罪被害者に対する施策の推進は どのようになされていますか。

犯罪被害者支援への総合的な取組を求める声に応え、平成16年12月に議員立法により犯罪被害者等基本法が制定されました。この基本法では、犯罪被害者等施策の基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにしています。また、施策を総合的かつ計画的に推進するため、国は犯罪被害者等基本計画（平成28年度から5か年は第3次計画）を策定しています。

岡山県では犯罪被害者等支援条例が、県と全ての市町村で定められています。この条例により関係者の責務や支援の基本が定められ、さまざまな施策に取り組んでいます。また県では、犯罪被害者等の支援に関する取組指針（平成28年度から5か年は第3次指針）を策定して施策を推進しています。犯罪被害者等が必要としている支援は、医療や福祉、住宅や雇用など生活のすべてにわたります。県や市町村ではそうした支援について情報提供し、関係機関に橋渡しをする総合的な窓口を設置しています。

7 国、県だけでなく、市町村が果たす役割はどこにありますか。

市町村は住民にとって最も身近な存在であり、かつ各種保健医療・福祉制度の実施主体であることから、まずは一次的な相談窓口として、犯罪被害者からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーディネートを行うこと、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが期待されています。

〈メモ〉



—犯罪被害者が 必要としていること—

8 犯罪被害者の方たちに接するとき、
どういうことに気をつけたらよいですか。

犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ市民です。

窓口で対応する者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような関わりを行いたいものです。

犯罪被害者等として特別視するのではなく、一市民としてその主体性を尊重することは大切ですし、また一方で事件等の影響による心理的混乱状態を理解し、より丁寧な対応が必要な場面もあります。

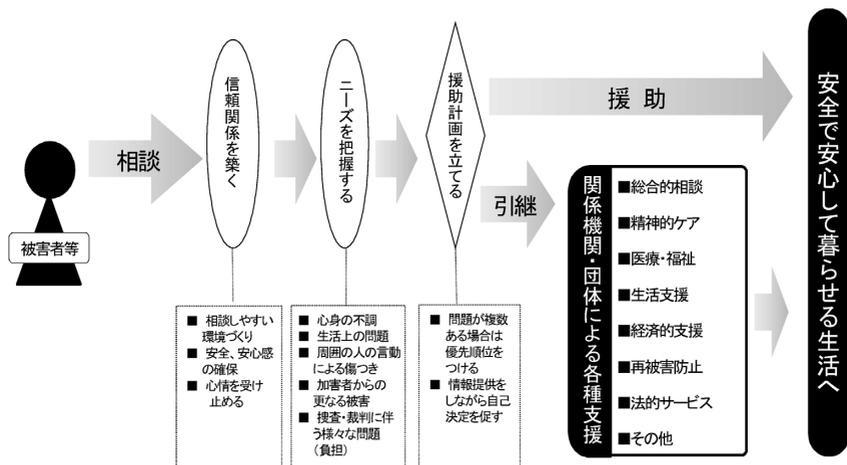
〈メモ〉

9 犯罪被害者等に対応する際の 基本的な支援対応の流れはどうなっていますか。

基本的な支援対応の流れをチャートにしています。

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。

総合相談窓口での支援対応となりますが、各関係窓口でも、他のニーズに気づいたときに総合相談窓口へ橋渡しをするよう留意すると同時に、総合相談窓口からの支援協力要請があった場合は積極的な連携を心がけたいものです。その積み重ねの中から、犯罪被害者等のためのワンストップサービスが実効的なものとなっていくものと考えられます。



10 具体的な対応と、その際の留意点を教えてください。

犯罪被害者等への接し方にマニュアルはありません。ただ具体的な対応の際に気をつけておくべきことは以下のようなことがあります。これは総合相談窓口だけではなく、関係各課に関わるものです。

● 相談しやすい環境をつくる

- * 犯罪被害者等としての相談に気づいた際は、安心して相談できる相談場所に配慮し、総合相談窓口へ橋渡ししたり、必要に応じて同窓口まで案内する。
- * 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- * 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性が対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

● 安全確保を優先する

- * 「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができかどうか）」、「今、話をしているでも大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

● 相談内容を受け止める

- * 犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- * 被害の状況を人と比べない。(被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない)
- * 自責感を助長させない。(犯罪被害者等は自分を責めている場合がある)
- * 安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける)
- * 話をせかささない、さえぎらない。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある)

● 相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- * 犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

● 問題解決に向けて動く

- * 時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- * 支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援(対応)する。
- * 関係機関・団体と連携する。

● 秘密保持に留意する

* 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

● 被害からの回復を焦らない

* 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

● 適切な支援を行うための努力を怠らない

* 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

〈メモ〉

《 具体的な応対にみる留意点 》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた応対の留意点を示します。応対の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【 不適切な応答 】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。言葉かけにマニュアルはありません。相手の立場に身を置いてみて想像力をはたらかせることも大切です。

不適切な言葉かけ	被害者等の心情
もう忘れることですよ、時間が解決してくれます。	忘れられるはずがない。
命が助かっただけでもよかったね。	これだけ大変な被害に遭ったのに。
よりひどい目に遭った人がいます、あなただけでないですよ。	比較などできない。
残された子どもさんのためにも元気を出さないと。	元気が出ない私は悪いのか。
あのときこうしておけばよかったのに。	できなかった私を責めてしまう。
頑張っってね。	これ以上何を頑張ったらいいのか。

【支えとなる対応】

当事者の方たちの言葉から、事件後に支えとなったこと、ありがたかったことをあげてみました。

- ◆被害直後の混乱した時期に、水や食糧をそれとなく差し入れてくれた。
- ◆さりげなく声をかけてくれた。
- ◆同じ話を何度も繰り返し繰り返し否定せずに聴いてくれた。
- ◆一人で抱え込まないでと手伝えることを確認してくれた。
- ◆市役所や裁判所に付き添って一緒に行ってくれた。

〈メモ〉

11 性犯罪の被害者対応において特に留意すべき点を教えてください。

性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の相談者が対応することが必要ですし、プライバシーを尊重しつつ、何度も事件のことを反復して聞かれることのないよう相談窓口間で連携してワンストップサービスを心がける工夫も必要となります。

第4 資料 編

1 岡山県犯罪被害者等支援条例の概要について

目 的

〈第1条〉

基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

基本理念

〈第3条〉

- 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられる。
- 支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるよう、講ぜられる。

責 務

〈第4条〉

— 県 —

犯罪被害者等の支援に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、施策を総合的に策定し、及び実施する。

〈第5条〉

— 県民 —

犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努める。

〈第6条〉

— 事業者 —

犯罪被害者等が置かれている状況等についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努める。

〈第7条〉

— 民間支援団体 —

犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努める。

犯罪被害者等の支援の基本

〈第9条〉 相談、情報の提供等

〈第10条〉 保健医療・福祉サービスの提供

〈第11条〉 安全の確保

〈第12条〉 居住の安定等

〈第13条〉 雇用の安定

〈第14条〉 県民等の理解の増進

〈第15条〉 人材の育成

〈第16条〉 民間支援団体等に対する支援

2

岡山県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針)

第8条 県は、犯罪被害者等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下この条において「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。
(相談、情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第10条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第11条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第12条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第13条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策

を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第 14 条 県は、社会全体として犯罪被害者等の支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民及び事業者の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 15 条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第 16 条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体及びそれらの団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

犯罪被害に遭うと…

通り魔や飲酒運転による交通事故などの犯罪は、いつ誰の身に降りかかっても不思議ではありません。

けれども、私たちの多くは、日常生活の中で、新聞やTVで犯罪のニュースを見聞きすることはあっても、自分や家族・友人などの大切な人たちが犯罪に巻き込まれることを、想像することはまれです。

現実には、犯罪による被害はあとを絶たず、私たちの身近にも、ある日突然起きた理不尽な犯罪により、多くの困難に直面している人たちがいます。

被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）はどのような問題を抱えているのでしょうか？

事件

事件の影響

捜査、裁判に伴う負担

- ・ 事件の辛い体験を繰り返し説明
- ・ 法廷への出廷、証言

困難な被害回復

- ・ 心身の不調
- ・ 障害が残り、介護が必要

日常生活の不安

- ・ 経済的な負担
- ・ 仕事や就労が困難、事業主や同僚の理解が得られない
- ・ マスコミによる過剰な取材

再被害のおそれ・二次的被害の悩み

- ・ また狙われるのではないかという不安
- ・ 加害者の不誠実な言動
- ・ 心ないうわさ話、哀れみの眼差し

二次的被害とは

犯罪被害後に、周囲の者から配慮に欠けた対応や不用意な言動等を受けることにより、被害者が更に傷つき、苦しむこと。



犯罪被害者等は、こんなことに苦しんでいます。

被害後の様々な状況の変化

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏



経済的な負担

- 主たる生計者の喪失
- 当面の出費
(葬祭費、医療費、転居費用、裁判費用など)
- 自宅が事件現場となり住めないなどの住居の問題
- 財産の喪失

仕事や就労の問題

- 入院等によるやむを得ない欠勤
- 就業困難、収入の途絶

家族・親族の支えあいの喪失

- 被害のショックで家族が精神的に余裕のない状態
- 家事、子育て、介護などへの支障

捜査、裁判に伴う負担

- 捜査、裁判の傍聴、証言、意見陳述などでの時間や労力
- 損害賠償請求に伴う負担



周りの人の言動による傷つき

- 周囲の人たちからの中傷や興味本意の質問、心ないうわさ話

- 配慮に欠けるマスコミの取材や報道

- 犯罪被害者等は被害の弁償を受け社会的にも保護されているといった誤解

- 近隣や知人からの安易な励ましや慰め

- 各種手続の窓口での二次的被害



社会の中で孤立してしまうことも。

私たちにできることは…？

犯罪被害者等が置かれる状況は一人ひとり異なり、当事者でなければ理解できないこともたくさんあるため、被害者等が受けた被害から回復し、再び平穏な生活を取り戻すことは容易なことではありません。

こうした中、私たちにどのようなことができるのでしょうか。それを考えるのは難しいことですが、決して何もできないわけではありません。

犯罪被害者等が置かれる状況を知り、ありのままを受け止めること、相手の立場に身を置いてその心情を正しく理解しようとする、被害者等が孤立し、一人で苦しむことのない温かい雰囲気をつくること。それが一番大切ではないでしょうか。

被害者等の支えになること

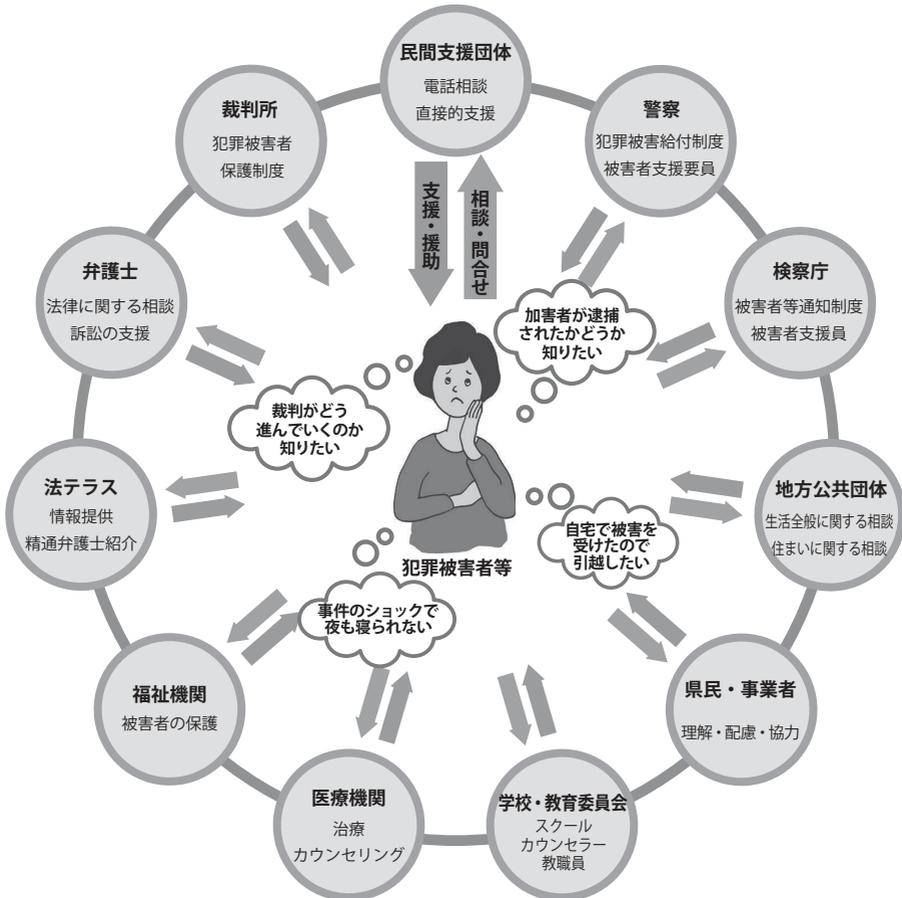
●●● ～被害当事者の言葉から～ ●●●

- ◇ 被害直後の混乱した時期に、近所の方がそっと水や食糧を差し入れてくれました。空腹感すら忘れていただけに、ありがたかった。
- ◇ 孤独な時間に、何を語るでもなく、さりげなく一緒に過してくれたり、自分の感情や思いを押しつけるのではなく、私たちの思いや話を否定せず繰り返し聞いてくれたことがありがたかった。
- ◇ 一人では気が重たいとき、市役所や裁判所に付き添って一緒に行ってくれたことはありがたかった。警察や教育委員会に付き添ってくれて、言葉にできない思いをきちんと代弁してくれたことに感謝します。
- ◇ 亡くなった子どもの友だちが、ときどき来てくれます。何も語るでもないけれど、ずっと忘れないでいてくれることがとても支えになっています。

犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等が抱える問題は、長い間、社会的な課題として認識されていませんでしたが、様々な事件をきっかけに犯罪被害者等の実情への理解が進み、近年では、その権利利益を守るために、国や地方公共団体、民間団体などによる支援の輪が社会全体に広がってきています。

岡山県下では、県をはじめすべての市町村で犯罪被害者等を支援するための条例が施行されています。



4 犯罪被害者等のための相談窓口

◆犯罪被害に関する総合的な相談

- 一般的な相談及び具体的な相談窓口の紹介等
岡山県県民生活部くらし安全安心課
犯罪の被害にあわれた方への支援について、関係機関・団体等と十分な連携を図りながら、情報提供や助言を行っています。
連絡先 086-226-7259
月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
- 犯罪被害者や家族、遺族からの各種相談
おかやま被害者支援ネットワーク事務局（岡山県警察本部県民応接課内）
連絡先 086-233-8349
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
- 被害相談、事件に関する問い合わせ
岡山地方検察庁被害者ホットライン
連絡先 086-224-3322（FAX 兼用）
夜間・休日は留守番電話・FAXでの利用が可能
- 捜査や裁判の制度紹介、精通弁護士を紹介、民事法律扶助等
日本司法支援センター（法テラス）犯罪被害者支援ダイヤル
連絡先 0570-079714
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～21:00
土（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
日本司法支援センター岡山地方事務所（法テラス岡山）
連絡先 050-3383-5491
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

◆女性・DV・性犯罪

- 女性が抱えるさまざまな問題や悩みに関する相談（家庭内の不和、夫の暴力、男女間のトラブル等）
岡山県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）
連絡先 086-235-6060
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～16:30
連絡先 086-235-6101（DV夜間電話相談）
月～金（祝日、年末年始を除く）16:30～20:00
- 生き方、家族や夫婦などの悩みやDVに関する相談
岡山県男女共同参画推進センター（ウイズセンター）（配偶者暴力相談支援センター）
連絡先 086-235-3310
火～土（祝日、年末年始を除く）9:30～16:30
岡山県男女共同参画相談支援センター（相談ほっとライン）
連絡先 086-803-3366
月・水～土 10:00～19:30 / 日・祝日 10:00～16:30
倉敷市男女共同参画推進センター（ウイズアップくらしき）
連絡先 086-435-5670
火～土 9:00～17:00
- DV休日電話相談
社会福祉法人グムレ
連絡先 086-441-1899
日、祝日、年末年始 9:30～16:30

○性犯罪被害に関する相談

- 岡山県警察本部性犯罪被害相談電話**
連絡先 0120-001-797
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
性犯罪被害相談電話全国共通番号
連絡先 #8103（ハートさん）

◆子ども、少年

- 児童に関する相談
岡山県中央児童相談所
連絡先 086-235-4152
岡山県倉敷児童相談所
連絡先 086-421-0991
岡山県津山児童相談所
連絡先 0868-23-5131
上記いずれも、月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:00
岡山市子ども総合相談所（岡山市区域の方）
連絡先 086-803-2525
月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
児童相談所全国共通ダイヤル
連絡先 189 24時間
（お近くの児童相談所につながります）
- 少年の悩み、友達関係、いじめ、非行等に関する相談
ヤングテレフォン・いじめ110番（岡山県警察本部内）
連絡先 086-231-3741 24時間
youngmail@pref.okayama.jp

◆消費生活・悪質商法

- 消費生活に関する相談
岡山県消費生活センター
連絡先 086-226-0999
火～日（祝日、年末年始を除く）9:00～16:30
岡山県消費生活センター津山分室
連絡先 0868-23-1247
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～16:30
消費者ホットライン
連絡先 188
年末年始を除く毎日 ※最寄りの相談窓口を紹介
- 悪質商法に関する相談
岡山県警察本部生活環境110番
連絡先 086-231-9449 24時間

◆交通事故

- 交通事故に関する相談
岡山県交通事故相談所・岡山本所
連絡先 086-226-7334
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～16:00
岡山県交通事故相談所・津山支所
連絡先 0868-23-1248
木（祝日、年末年始を除く）13:00～16:00

◆暴力団

- 暴力団に関する相談
岡山県警察本部暴力団関係110番
連絡先 086-233-8930 24時間

◆精神疾患の疑いや心の悩み等

○様々な心の問題に関する相談

岡山県精神保健福祉センター

連絡先 086-201-0828
月・水・木 9:30～12:00、13:00～16:00

岡山市こころの健康センター（岡山市区域の方）

連絡先 086-803-1274
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～12:00、
13:00～16:00

◆障害のある方

○知的障害のある方（18歳以上）に関する相談

岡山県知的障害者更生相談所（岡山県福祉相談センター）

連絡先 086-235-4316
岡山市障害者更生相談所（岡山市区域の方）
連絡先 086-803-1247
上記いずれも、月～金（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15

○身体障害のある方（18歳以上）に関する相談

岡山県身体障害者更生相談所（岡山県福祉相談センター）

岡山市障害者更生相談所（岡山市区域の方）

連絡先 086-803-1248
上記いずれも、月～金（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15

◆犯罪被害者支援団体

○民間の犯罪被害者支援団体

**岡山県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（VSCO）**

<主な活動>
犯罪被害者等への電話相談及び面談、被害直後の直接的支援（関係機関への紹介や付添）、犯罪被害者等給付金（警察）の受給補助、支援員等の養成及び研修、広報及び普及啓発事業

連絡先 086-223-5562
性犯罪被害相談専用電話
連絡先 086-206-7511
月～土（祝日、年末年始を除く）10:00～16:00
<http://vsco.info/>

特定非営利活動法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

<主な活動>
犯罪被害者や遺族への電話相談、自助グループ活動への支援、普及啓発事業

連絡先 086-245-7831
086-226-6161（FAX相談）
土（祝日、年末年始を除く）10:00～16:00

○DVなど暴力による被害者支援（女性と子ども）

特定非営利活動法人さんかくナビ

連絡先 086-801-5073
月～金（祝日、年末年始を除く）9:30～16:30

◆市町村

市町村	担当課・窓口	電話番号
岡山市	犯罪被害者等総合相談窓口	086-803-1238
倉敷市	生活安全課	086-426-3111
津山市	環境生活課	0868-32-2056
玉野市	総務課	0863-32-5547
笠岡市	協働のまちづくり課	0865-69-2123
井原市	協働推進課	0866-62-9508
総社市	人権・まちづくり課	0866-92-8253
	総社市権利擁護センター	0866-92-8374
高梁市	市民課	0866-21-0254
新見市	福祉課	0867-72-6126
備前市	市民協働課	0869-64-1823
瀬戸内市	市民課	0869-22-3922
赤磐市	くらし安全課	086-955-2650
真庭市	くらし安全課	0867-42-1017
美作市	くらし安全課	0868-72-5202
浅口市	くらし安全課	0865-44-9006
和気町	危機管理室	0869-93-1121
早島町	総務課	086-482-0611
里庄町	総務課	0865-64-3111
矢掛町	町民課	0866-82-1011
新庄村	総務企画課	0867-56-2626
鏡野町	保健福祉課	0868-54-2986
勝央町	総務部	0868-38-3111
奈義町	総務課	0868-36-4111
西粟倉村	総務企画課	0868-79-2111
久米南町	総務企画課	086-728-2111
美咲町	福祉事務所	0868-66-1129
吉備中央町	住民課	0866-54-1316

毎年11月25日から12月1日は
「犯罪被害者週間」

あなたの周囲の人が犯罪被害に
遭ったとしたら…

「ひとりで悩まないで、勇気を出して相談を」と声をかけてください。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギョっとちゃん

令和2年2月

岡山県 県民生活部くらし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL (086) 226-7259 [直通] FAX (086) 225-9151
E-mail : anzenanshin@pref.okayama.lg.jp



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョットちゃん